

令和7年度定額減税補足給付金（不足額給付）について

令和6年度に実施した定額減税調整給付金（当初調整給付）の支給額に不足が生じた方に、定額減税不足額給付Ⅰ・Ⅱのいずれかを支給します。

【不足額給付Ⅰ】

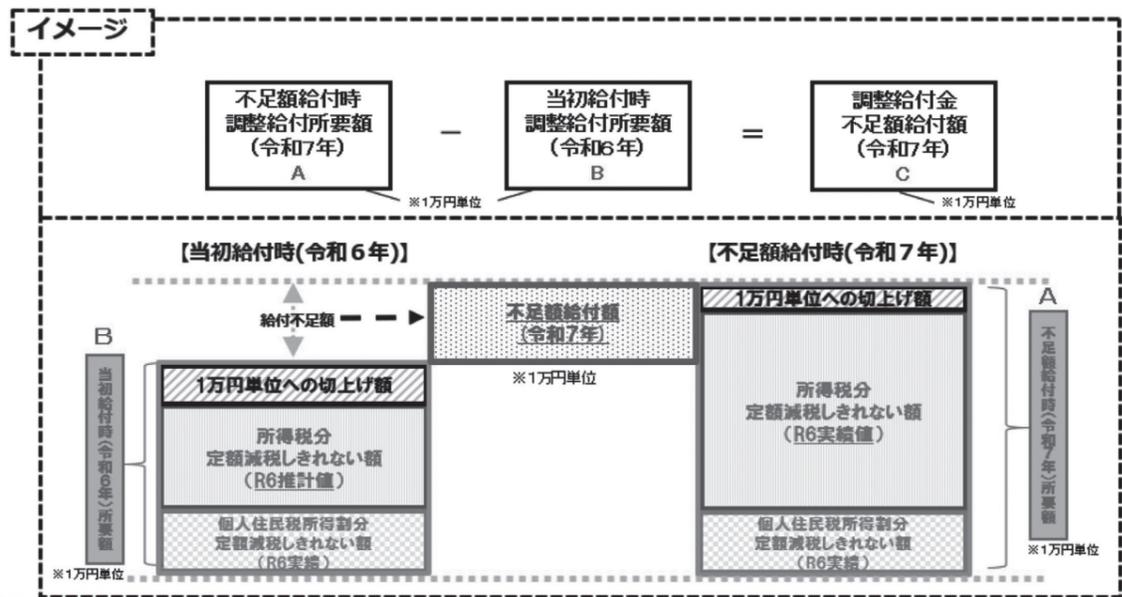
◆給付対象者となりえる方

- ①令和6年分所得税が令和5年分所得税よりも減少した方
- ②令和6年中に子どもの出生などにより扶養親族が増加した方
- ③修正申告により税額が修正され、令和6年度住民税所得割額が減少した方 など



◆支給額

令和7年の不足額給付算出時点の「不足額給付時調整給付所要額」が令和6年に給付した「当初調整給付所要額」を上回る場合、その差額を「不足額給付」として給付します。



【不足額給付Ⅱ】

◆給付対象者となりえる方 ※下記の要件すべてを満たす方

- ①制度上、扶養親族対象外（事業専従者の方、合計所得金額48万円超えの方）
- ②令和5年度・6年度に実施した低所得世帯向け給付の対象世帯の世帯主・世帯員に該当していない方
- ③令和6年分所得税及び令和6年度分個人住民税所得割ともに定額減税前税額が0円であり、本人として定額減税の対象外である方

◆支給額

4万円（定額）※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円



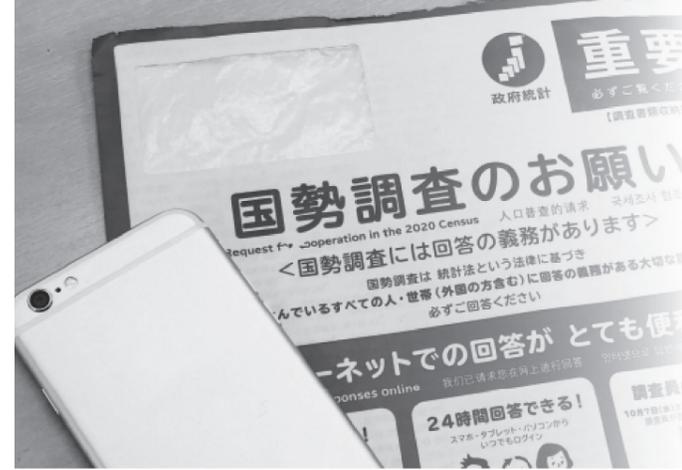
●申請方法

給付対象となる方には、8月下旬に給付額を記載した通知を送付しています。申請については、送付する通知の中の確認書をご返送いただくか、確認書内の二次元QRコードを読み取りマイナンバーカードを利用した電子申請をすることも可能です。

また、昨年度に定額減税調整給付金（当初調整給付）に該当し、受給済となった方は確認書の代わりにお知らせを送付しています。不足額給付は、当初調整給付を支給した口座に振込みますので、指定口座が使用できないなどの場合を除き、申請手続きは不要です。

●申請期限 **10月31日(金)**

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2114



令和7年国勢調査が始まります

国勢調査は、日本に住むすべての人を対象とした最も重要な統計調査です。10月1日を調査期日とし、「統計法」に基づいて5年に一度行っているものです。今年実施となりますので、調査へのご協力をお願いします。

国勢調査とは

行政を進めるうえで最も基本となる人口・世帯数をはじめ、男女・年齢別、産業別などの人口の構造や世帯の構成・居住状況を明らかにするために行われる調査です。一人暮らしの学生や、外国人の方、新生児なども含め、日本に住んでいる人、世帯すべてが対象となります。また、男女、年齢別人口、世帯人構成などの調査結果は、国や地方自治体の様々な行政施策の基礎データとして活用されます。

調査方法について

調査は、国（総務省統計局）↓都道府県↓市区町村↓国勢調査指導員↓国勢調査員↓世帯の流れで行われます。総務大臣から任命された指導員・調査員が、調査活動にあたります。町では、主に町統計調査員協議会の会員や、行政区から推薦された皆さんに調査員をお願いしています。この調査員の方が、皆さんの世帯へ伺って調査関係書類を配布します。

【調査の流れ】

- ①調査員が調査書類を全世帯に配布
9/20(土)→9/30(火)
- ②インターネットで回答する
9/20(土)→10/8(水)
 - 1) アクセスする
スマホ、タブレットでインターネット回答依頼書のQRコードを読み取る。
 - 2) ログインする
調査書類の中の「インターネット回答利用ガイド」に記載されているログインIDとアクセスキーでログイン
※QRコードからアクセスすると自動入力されます。
 - 3) 回答する
画面の案内に沿って回答後、パスワードを設定し、送信



※インターネット回答が難しい方は郵送で回答してください。

10/1(水)→10/8(水)

- 調査票（紙）に回答を記入し、ポストに投函
※インターネット回答された方は、紙の調査票の提出は不要です。



③調査員が提出未世帯に訪問

10/17(金)→10/27(月)

※10月8日(水)までに回答が確認できない場合は、調査員が回答のお願いに伺います。



調査への回答方法は、便利で簡単なインターネット回答か、従来どおり紙の調査票に記入し、調査員へ提出、または郵送で提出する方法のいずれかです。

個人情報を守られるの？
調査員をはじめとする国勢調査に従事する者には、統計法によって、個人情報を保護するための厳格な守秘義務が

課されており、調査票の記入内容は厳重に守られます。また、調査票に記入していただいた内容は、統計の作成に関連する目的以外に使用することはありません。

●問い合わせ先
総務課 ☎62-2111

回答方法については、便利なインターネット回答をおすすめしています！

